

# 兵庫県公報

平成21年2月2日 月曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 緊急雇用就業機会創出基金等設置条例（財政課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●緊急雇用就業機会創出基金等設置条例（条例第2号）

雇用及び就業の機会の創出、くらしの安心の確保、子育て及び健康への支援等の事業の資金に充てるため、次に掲げる基金を設置することとした。

- 1 緊急雇用就業機会創出基金
- 2 ふるさと雇用再生基金
- 3 消費者行政活性化事業基金
- 4 安心こども基金
- 5 妊婦健康診査支援基金

## 条 例

緊急雇用就業機会創出基金等設置条例をここに公布する。

平成21年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第2号

#### 緊急雇用就業機会創出基金等設置条例

（設置）

第1条 県は、雇用及び就業の機会の創出、くらしの安心の確保、子育て及び健康への支援等の事業の資金に充てるため、別表の左欄に掲げる基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 基金から生ずる収入額

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实有利な方法により保管するものとする。

（処分）

第4条 基金は、別表の右欄に掲げる事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（補則）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（障害者自立支援特別対策事業基金条例の一部改正）

- 2 障害者自立支援特別対策事業基金条例（平成19年兵庫県条例第6号）を次のように改正する。

第1条中「に資する」の右に「とともに、福祉又は介護に関する事業に従事する者を確保する」を加える。  
附則第2項並びに附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表（第1条、第4条関係）

基金の名称	事業の内容
緊急雇用就業機会創出基金	失業者のために、緊急に一時的な雇用及び就業の機会を創出する事業
ふるさと雇用再生基金	地域の実情に応じ、創意工夫に基づいて、求職者のために地域における継続的な雇用の機会を創出する事業
消費者行政活性化事業基金	消費生活に関する相談等の事務を行う施設を整備し、又は当該事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図ることにより消費者行政の運営を活性化するための事業
安心子ども基金	保育所の計画的な整備等子どもを安心して育てることができる地域社会の実現に資するための事業
妊婦健康診査支援基金	市町が実施する妊婦健康診査を支援することによりその実施を促進し、妊婦の健康管理の充実に資するための事業